

学部開講 講義科目 成績講評について

Grade Evaluation Comments for Undergraduate Lecture Subjects

◆ 科目 / Subject	国際紛争解決
◆ クラス / Class	JA
◆ 担当者 / Instructor	小川伸一
◆ 開講時期 / Period	2019 秋セメスター(1Q)

◆ 期末試験・期末レポートについてのコメント(評価のポイント、多く見られた間違いなど)

Comments on your final examination or final report

(Important points for evaluation, common mistakes by students, etc...) ◆

以下の 2 問の論述試験を課した。

1. 国内の民族紛争の原因、並びに民族紛争の抑制・対処方法を論じよ。

2. 「国際司法裁判所の判決には法的拘束力があるものの、強制力が伴っていないため、国際司法裁判所に提訴しても意味がない」との意見がある。この見方を論評せよ。

第 1 問は、講義レジメを勉強していれば簡単に解答できる問題である。幾つかの答案はよく書けていた。以下、答案のポイントを記す。国内の民族紛争は、異なった人種、宗教、文化、あるいは歴史的経験など多数派と少数派の「違い」によって生起すると見られがちであるが、これは皮相的な見方である。世界にはそうした「違い」を持ちながら多数派と少数派が平和裡に共存している例が多い。国内の民族紛争の根本的原因は、対立の過程で少数派が抱くことの多い将来に対する「恐怖・不安」である。そしてこうした恐怖や不安を解消できない政府の統治の在りようが触媒となって武力衝突に陥る。従って、国内の民族紛争を抑制・対処するためには、少数民族の将来に対する恐怖や不安を緩和すべく政府の統治の在り方を見直さなければならない。一般論で言うならば、政府には、被統治者の一部が政府の調整機能に不公平感や被差別意識を抱くことのないように異なる集団間の意見や利害の相違を公平に調整することが求められる。また、政府に対する被統治者からの異議申し立ての仕組みが欠落あるいは機能不全である場合は、これを改善しなければならない。こうした方針の具体化としては、第 1 に少数民族の生活、宗教、文化を尊重しなければならない。第 2 に、政府など公務に少数民族を参画させることである。人口比に合致した割合で少数民族を閣僚などの政府の要職をあてがったり、軍隊や警察などの公務のポストに少数民族を充当することにより、少数民族に国政への当事者意識を持たせることができる。第 3 は、少数民族の意見が反映されるような選挙制度(例えば、比例代表制)の採用である。第 4 は、少数民族に一定の自治を許容する自治区を与えた後、多民族国家を連邦制にするなど、中央政府の権力を分散させることである。

国際社会(第三国)の建設的関与も国内の民族間の対立を鎮静化するのに役立つ。例えば、国際機構からの除名という不利益を明示するなど、民族紛争で人道危機を起こしている国の政府に対して外交的圧力をかけて善処を促すことが考えられる。第 2 の方策は、経済制裁などの強制措置である。例えば人種差別政策をとっていた南アフリカに対する世界各国からの経済制裁は、デ・クラーク政権が政策変更を決断した要因の一つであった。第 3 の方策は、「仲介(mediation)」である。「仲介」は第三者が紛争当事国のために紛争の内容に立ち入り、両者の意見を調整し、和平案を提示するなどして紛争の処理をはかる方法を指す。但し、民族紛争は根が深く、和平合意が成っても信頼関係の欠如から合意が破られることが多い。従って、「仲介」者は、年月をかけて和平合意の履行を監視し、実行させることが必要となる。

第 2 問は、国際司法裁判所の判決の効果を短期的にみるか、あるいは 10~20 年の長期的視点からみるかによって判断が分かれる。しかしながら、長期的視点に立つと、国際司法裁判所の判決は、たとえ判決自体に強制力が伴っていないとしても、少なくとも両当事国が合意の下で裁判に臨んだ場合、その判決内容は尊重されていく事例が多い。法の支配を信奉する国家が多数を占め、しかも相互依存が深まる今日の国際社会では、国際司法裁判所の判決を無視し続けることは容易ではないからである。判決は、道義的、政治的圧力を生み、この圧力が徐々に国家の行動に影響を与えてゆく。

他方、国際司法裁判所の当事国的一方が判決を履行しない場合、国連憲章上、他の当事国は国連安保理に判決執行のための措置を求めることができる。しかし、判決執行のための措置をとるか否かは、安保理の裁量による。また、安保理は、判決の不履行が国際の平和に対する脅威や平和の破壊に至ると判断した場合、不履行国に対し非軍事的強制措置を決定することもあり得る。しかしながら、不履行国が安保理常任理事国の場合、拒否権が災いして安保理での議論の俎上に乗ること自体期待し難いのが実情である。国際司法裁判所の判決と安保理の関りを記述している学生は 2~3 名に過ぎなかった。

この問題に関連している事例として、2016 年 7 月の国際仲裁裁判所の裁定に対する中国の姿勢を取り上げる必要がある(国際仲裁裁判所は国際司法裁判所と異なるが、法に基づいて判断を下している点で大差はない)。「国際司法裁判所に提訴しても意味がない」との意見に賛同した学生は、裁定後 3 年以上経ても中国が国際仲裁裁判所の裁定を「紙くず」と称して無視し続けている事実を考慮したことであろう。しかしながら、中国の強硬な姿勢が今後も変化しないとは言い切れない。南シナ海問題が提訴したフィリピンのみならずベトナム、マレーシア、ブルネイなどの南シナ海沿岸国に加え、日米

韓豪州など多くの国の利害関係が絡んでいることなどから、中国が判決を無視し続けようとすれば、中国は外交的に守勢に立たされ、最悪の場合、国際的に孤立する恐れがある。また「九段線」など中国の主張があまりにも度が過ぎているため、判決に則りこれを取り下げなければ、中国は帝国主義的な国とのイメージを持たれ、異端児扱いされる危険もある。裁定の完全無視は、世界の海洋活動の基本であり「海の憲法」ともいわれる国連海洋法条約に対する違反状態が続くことになり、国際社会の厳しい批判に晒され続けることになる。異端児扱いされると、相互依存が深まり、各国との協力関係が不可欠な今日の国際社会では、長期的に中国の国益を害することになる。こうした事態の進展に中国が無頓着でいられるはずがない。

◆ 受講者全体の学修姿勢 / Overall students' learning attitudes. ◆

講義への出席率は高く、また専門用語の理解度を試すミニテストの平均点も昨年に比べ高かった。概して真面目な受講態度であった。

◆ 科目の到達目標についての達成状況

To what degree have your students achieved your course objectives? ◆

信仰など価値観の相違がからむ故に解決が困難な紛争と利害を要因とする故に妥協が可能な紛争を意識的に区別すること、さらには国内紛争であれ、国際紛争であれ、紛争が生起する根本原因は将来に対する恐怖と不安であることを理解してくれたと思われる。

◆ 受講者へのメッセージ(今後の学修のアドバイスなど)

Message to your students (Advice for their future study) ◆

シラバスや講義レジメに列挙した文献に目を通す習慣を身に着けて欲しい。長い人生の中で大学生活の4年間は貴重な時間である。可能な限り書に親しむ日々を送るように。

◆ その他自由記述欄 / Other remarks. ◆

特になし。